

第2次

概要版

小郡市地域福祉計画 小郡市地域福祉活動計画

だれもが「つながり」と「支え合い」のなかで、
幸せを実現できるまち おごおり



令和2年 3月
小郡市

1 ともに生きる地域社会づくりへ

市民の福祉ニーズが多様化する中、従来の高齢者や子育て中の人、障がいのある人といった、制度・分野ごとの「縦割り」で整備されてきた公的サービスだけでは対応が難しくなっています。

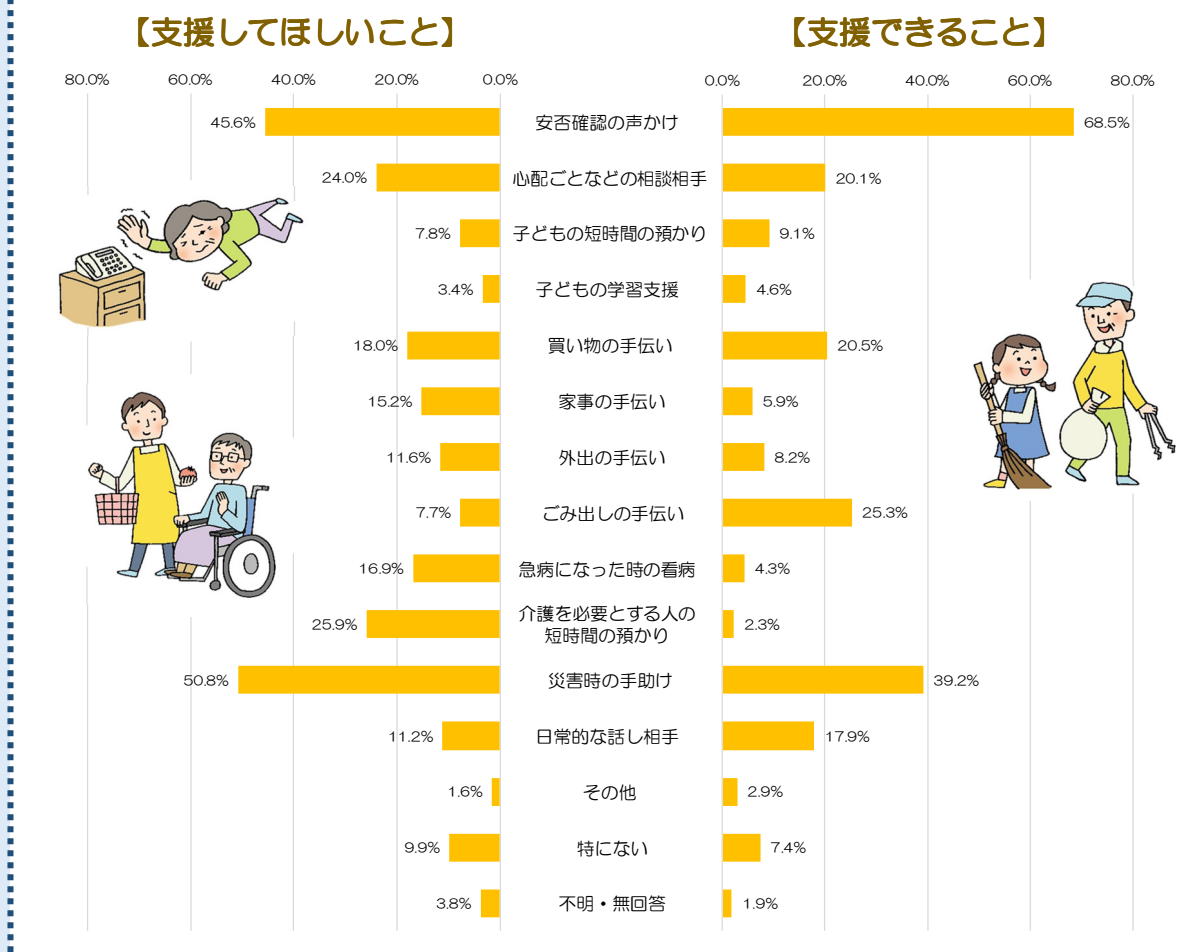
そこで、公的なサービスを基本としつつも、市民が「支え手側」と「受け手側」にわかれるのではなく、地域住民や地域の多様な人・団体・機関が「我が事」として参画し、主体的な支え合いにより、暮らしと生きがいとともに創っていく地域共生社会の実現が求められています。



みなさんの支え合いへの意識

支援してほしいこと・できること両方で「災害時の手助け」と「安否確認の声かけ」が高くなっています。また、「買い物の手伝い」「ごみ出しの手伝い」「日常的な話し相手」などについては、支援してほしいニーズに対して、支援できるという声が多くなっています。

●自身や家族に助けが必要になった時、支援してほしいこと・支援できること



2 計画の基本理念



だれもが「つながり」と「支え合い」のなかで、

幸せを実現できるまち おごおり



小郡市では前回計画において、人と人との「つながり」を再構築し、一人ひとりの人権を大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民参画のもとに「支え合う」ための仕組みをつくることを目指し、地域福祉を推進してきました。

本計画においても、前回計画の理念を引き継ぎながら、特定の人が負担を抱えながら地域の福祉を支えるのではなく、日々の「つながり」の中で、地域福祉を支える担い手自身もまわりの市民・地域に支えられる「支え合い」の関係を築くことで、持続可能な地域福祉の仕組みづくりを目指します。

3 重点的な取組

(1) 地域での福祉活動の担い手育成の推進

民生委員・児童委員やボランティア、若年層など担い手の確保に向けて、身近に受けられる講習等による人材育成や、福祉に対して理解を持ってもらうための意識啓発等に取り組み、日頃からの見守りや地域内の関係づくりへとつなげます。併せて、民生員児童委員の負担軽減に向けた取組を行います。



主な取組

- 地域における福祉活動の協力者に関する制度の構築
- 民生委員児童委員の担い手確保に向けた取組

(2) 行政・地域間での積極的な情報共有の推進



個人情報保護、人権擁護の観点から必要な配慮を行いながら、地域と行政・社会福祉協議会が双方向に情報を共有できる体制の構築を進めることで、地域が抱える現状・課題の把握や、スムーズな支援につなげていきます。

主な取組

- プライバシーに配慮した情報共有の推進
- 市・社会福祉協議会職員による積極的な地域課題の把握

(3) 困りごとに対し包括的に支援する体制の構築

「地域共生社会」の実現を目指すため、困りごとを抱えた人が何でも身近に相談できる体制づくり、及び相談を受けた後の確かな支援やサービスへとつなぐ連携体制づくりを推進します。



主な取組

- 包括的な相談支援体制の構築
- 地域包括支援センター機能の充実

4 施策の展開

基本目標 1 いつでもどこでも相談できる仕組みづくり

取組の柱 1-1

相談機能の強化

○相談を包括的に受け止める体制を強化する

近年、複合的な課題を抱える人たちの相談を包括的に受け止める体制の整備が求められています。誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域を目指すため、相談支援体制の充実を図ります。

○身近で気軽な相談支援をすすめる

市民にとって身近で、ささいなことでも気軽に相談できる相談窓口の構築や、市民が隣近所や地域で悩み事を気軽に話したり、共有したりできるよう、関係の構築に向けた啓発・交流機会の創出を図ります。

取組の柱 1-2

情報受発信の強化

○サービスや支援の情報をわかりやすく伝える

行政や事業者の様々な福祉サービスについて、情報の受け手を念頭に置いた、わかりやすく、効果的な情報発信・広報の強化に努めます。また、SNS 等新たなコミュニケーション媒体を活用した広報にも積極的に取り組みます。

○住民への福祉教育や啓発をすすめる

市民に対して福祉意識を根付かせるための活動・啓発を促進させるとともに、人権が尊重される社会の実現を目指し、福祉教育・啓発と併せて人権教育・啓発及び関連する施策を総合的に推進していきます。

地域やみんなのできること

- ・ 広報やホームページなどから、相談場所や窓口等を把握し、家族や地域の中で困っている方への相談先の情報提供を心がけます。
- ・ 近所づきあいを活発化し、相談しやすい関係づくりに努めます。
- ・ 地域の集まりなど、身近な地域での相談や情報共有の機会を増やします。
- ・ 新たな機会や媒体の活用を検討し、情報受発信の手段を増やします
- ・ 出前講座を活用するなど、地域での研修等を開催し、知識の共有の場を設けます。



基本目標 2 みんなで地域を支える仕組みづくり

取組の柱 2-1

担い手の育成

○人材の育成を推進する

福祉サービスや地域の活動を担う人材の不足は全国的な課題となっています。小都市においても、地域福祉の担い手を確保できる体制の整備に力を入れていくほか、福祉に興味を持ち、担い手として活躍する人材の育成に努めます。

○ボランティア活動の活性化を図る

ボランティア活動者の不足や高齢化といった現状がみられるなか、ボランティア団体の活動活性化を図るため、活動支援体制の充実を図るとともに、市民のボランティア参加機会の拡充や、参加しやすい環境づくりを推進します。

取組の柱 2-2

参加・参画機会の 充実

○地域での交流の場・活躍の場をつくる

地域の中での祭りなどのイベントや地域活動など、交流の場や機会の充実に向けた多様な支援を行い、住民同士の関係づくり、互いに支え合う地域づくりを促進します。

○協働による福祉の推進を行う

市民や関係団体・事業所等の多様な主体がそれぞれの専門性やアイデアを活かし、かつ連携・協力しながら、地域の福祉課題解決に向け、取組を推進していきます。

地域やみんなのできること

- ・地域福祉活動やボランティア活動に携わって感じたやりがいや喜びなどをPRします。
- ・行政区（自治会）役員、ボランティア、子ども会、民生委員を始めとする地域で活動する人たちとの交流の場など、地域福祉活動に関心を持ってもらうことにつながる機会をつくります。
- ・若い世代の活動参加をはじめ、様々な人が活躍できる参加しやすい地域活動の場をつくります。
- ・地域のリーダーや活動者などイベント主催者の負担が少なくなるよう協力します。
- ・地域活動やイベント等の情報発信を強化し、積極的な参加を呼びかけます。
- ・世代間交流や、障がい者などコミュニケーションが不足しがちな人との交流機会をつくります。
- ・地域の施設、企業、NPO、ボランティア等、様々な地域資源との連携や活用を検討します。



基本目標 3 安全・安心に暮らせる仕組みづくり

取組の柱 3-1

支援体制・福祉 サービスの充実

○支援体制・福祉サービスの充実

市民を取りまく福祉課題の多様化が進む中、市民ニーズに応じたきめ細やかなサービスが求められています。時代の流れや市民ニーズを的確に把握し、サービスの量や質の充実につなげ、適切にサービスを提供する基盤づくりを推進します。

○地域での見守りや助け合いをすすめる

住み慣れた地域で、誰もが安心して日常生活を送ることができるようにするため、隣近所や地域内での日常的なコミュニケーションや見守り、支え合いを促進する意識啓発や、地域内での関係づくりに向けての支援をすすめます。

取組の柱 3-2

いのちを守る支援の充実

○生活困窮者への支援を充実させる

障がいや、ひとり親家庭など、生活において困難を抱える人たちに対しての経済的・物質的支援を充実させていくほか、見守りや相談支援の体制の強化等を図ります。

○複雑な課題を抱える人や、いのちを守る取組を支援する

「誰一人取り残さない」セーフティネットの強化を図るため権利擁護の取組を推進するとともに、現行の制度で対応が難しいケースに対し、柔軟に対応するための連携体制や、相談支援体制の強化に努めます。

○災害に備えた取組をすすめる

行政と社会福祉協議会による災害時の対応や支援を充実させていくとともに、自主防災組織の活動の活性化を図り、災害が起きた時の安全な避難や支え合いができるような地域づくり・関係づくりを後押ししていきます。

地域やみんなのできること

- ・生活困窮者や複雑な課題を抱える人は地域の中で孤立したり、声をあげられなかったりするケースが考えられるため、注意して把握し、支援につなげるよう努めます。
- ・虐待の可能性を感じた時は、匿名で構わないので、関係機関へ通報します。
- ・認知症の方への理解を促進するとともに、行方不明に備えた見守り・連絡体制を整えます。
- ・非常時の備蓄や避難場所と避難経路の確認など、個人や家族でも災害時に備えます。
- ・地域で防災訓練や避難所での対応訓練、地域の危険場所の把握・改善などを実施します。
- ・普段からの関係づくりや見守りを、災害時の要支援者の把握につなげます。



5 主役はあなた！

地域福祉活動の主役は地域に生活している市民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取組だけでは不十分であり、市民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。



計画の推進

市の施策については、全庁的に取組を行う必要がある施策や、庁内各課が緊密な連携を図る必要がある施策などについて、進行管理を行いながら推進を図ります。社会福祉協議会は、市と連携して、市民や各種団体、事業者との調整役として、本計画の推進を図ります。

また、行政だけでなく、市民や地域など、地域福祉を担う主体がお互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していきます。

第2次小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画

発行年月 令和2年3月 発行 福岡県 小郡市

編集 小郡市市民福祉部福祉課地域福祉係 小郡市社会福祉協議会

【小郡市市民福祉部福祉課地域福祉係】

【小郡市社会福祉協議会】

〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地 1

〒838-0126 福岡県小郡市二森 1167-1

TEL : 0942-72-2111 / FAX : 0942-73-2555

TEL : 0942-73-1120 / FAX : 0942-72-5694